

# スポウエルアスリートクラブ クラブ会員規約

## 第1条【名称および所在】

当クラブは、「スポウエルアスリートクラブ」と称し、事務局を 静岡県沼津市多比 331 番地、「NPO 法人スポウエルアスリートクラブ」内に置く。

## 第2条【目的】

当クラブは、法人の目的である「地域社会のスポーツ振興・発展、健康増進、人々の豊かな暮らしや活性化に寄与すること」の達成のためにスポーツ（主に陸上競技）を指導することを中心に活動する。

ジュニアクラブにおいては、運動の基礎基本となることをしっかりと身につけ、無理なく運動を楽しんでできるように、アスリートクラブにおいては、運動の基礎・基本をしっかりと積み重ね、自分の体を思い通り操ることができるようにトレーニングを重ね、運動能力の向上、パフォーマンスアップを狙うことを目的とする。また、健康増進、健康啓発活動にも高い意識を持つことができるような場も設けていく。

子供たちにおいては、言葉遣いや公共の場での態度（場をわきまえた挨拶、ルールやマナーを守った言動）についても指導し、会員の自主自立及び、健全育成を図ることをも目的とする。

## 第3条【入会資格】

当クラブは、無料体験・入会説明を必ず受け、その上で当クラブの活動目的に賛同し、規約の内容を承諾することを入会資格とする。（未成年者については保護者の同意が必要。コースごとの詳細な入会資格は別に定める。）

## 第4条【入会手続】

入会希望者は、所定の入会手続を行い、定められた入会諸経費（登録費、事務費、保険料、月会費、ウェア代など）を納入しなければならない。

## 第5条【会費】

会費は、月会費制とする。会費の金額および支払方法、支払期限については、当クラブが別に定めるものとする。

## 第6条【会費および諸費用等の変更について】

本クラブは、会員が負担する会費および諸費用等について、本クラブが必要と判断したときは、会員に対して告知または通知の上、これらを変更することができる。

## 第7条【会費・諸経費等の不返還】

地震・風水害・降雪・事件・事故・疫病等、本法人の責によらない事由での教室休講、及び、イベント・講習会等の縮小・中止をした場合、一旦納入された会費・参加料・諸経費等は、一切これを返還しない。

## 第8条【休会】

会員は、ケガや故障等または、諸事情により1ヶ月以上休会を希望する場合、前月5日までに休会届を提出し、承認されなければならない。口頭のみでは受け付けられず、必ず書面にて届け出るものとする。また休会期間は、最長で6か月までとする。

## 第9条【退会】

会員は、退会を希望する場合、前月の5日までに退会届を提出し、承認されなければならない。口頭のみでは受け付けられず、必ず書面にて届け出るものとする。

## 第10条【更新】

更新は、会員の退会の意思表示がない場合、自動更新とする。ただし、退会を希望するものは、第9条に記している手続きを行わなければならない。

## 第11条【保険】

当クラブの会員は、入会と同時にスポーツ傷害保険に加入する。有効期間は、毎年度末のため、毎年4月に新しく更新する。途中入会者の場合、保険適応期間は、入会時から3月末までとなる。

## 第 12 条【練習日】

練習日は事務局がこれを定め、ホームページに予定を提示する。但し、試合・大会・研修会の日を練習日として取り扱う事もある。また、各練習日の詳細及び諸連絡は、ホームページ内の会員ページにこれを掲載するので、会員は各自確認し把握をするものとする。

## 第 13 条【大会出場資格等】（AC）

当クラブの会員は、事務局が必要と認めた諸大会に出場する事ができる。申込人数に制限がある種目については、選考会等を行い、選手を決定する。選手の選考に関しては、指導者に一任するものとする。

## 第 14 条【搬送責任】

当クラブの会員の搬送は、当該保護者の責任において行う事を原則とする。事情により当該保護者以外のものが搬送する場合は車の搭乗者保険等の確認をし、当事者同士での話し合いにより行う。万一事故等が起きても、当クラブは一切の責任を負わない。

## 第 15 条【傷害・事故・事件の責任】

クラブの活動に際して、会員は、原則として自己の責任において行動するものとする。

1. 本クラブ会員が活動中に負傷した場合、必要に応じて本クラブが応急処置を施す。
2. 活動中に生じた事故や怪我に対する補償は、入会時ならびに年度ごとに加入するスポーツ安全保険の補償範囲内とし、本クラブ及び指導者はその責任を負わない。
3. 本クラブ活動場所内外を問わず、本クラブ及び本クラブ指導員に起因せず発生した事故・盗難・車の物損、その他の事件、事故については、本クラブは一切の責任を負わないものとする。
4. 本クラブ会員が本規約に違反することによって、本クラブに損害が発生した場合は、会員はこの損害を賠償しなくてはならない。

## 第 16 条【除名】

当クラブは、会員及びその保護者が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をする事ができる。

1. クラブの定める会費・諸経費、試合の参加料、購入商品の代金等について、3ヶ月以上滞納し、請求があっても完済しないとき。
2. 規約、その他当クラブが定める規則に反したとき。
3. クラブの名誉、信用を損なう行為、または秩序を乱す行為があったとき。
  - ① 当クラブの指導者、所属会員に対する批判及び否定的な言動を発することは厳禁（SNS への書き込みも含）
  - ② 他チーム、学校部活等に対する批判及び否定的な言動を発することは厳禁（SNS への書き込みも含）
4. その他、当クラブ会員・及び保護者として、品位を損なうと認められる行為があったとき。

## 第 17 条【規約の改正および告知方法】

本規約の内容は会員に通知をすることなく変更されることがある。改正における会員への告知方法は、ホームページに掲載する方法とする。変更後の内容については、本クラブのホームページに掲載した時点から全クラブ会員に効力を生じるものとする。

## 附則

本規約は 2018 年 12 月 1 日より施行する。

## 附則（一部改正）

本規約は 2020 年 3 月 15 日より適用する。